

令和 8 年度 香取市社会福祉法人指導監査実施方針

1 法人指導監査基本方針

社会福祉法人への指導監査は、厚生労働省より示された「社会福祉法人指導監査実施要綱」及び「指導監査ガイドライン」並びに「香取市社会福祉法人指導監査実施要領」に基づき、社会福祉法人の適正な運営管理が確保されるよう法人指導監査を実施します。

2 法人指導監査の重点事項

(1) 法人組織・運営の適正化

- ①適正な法人組織のガバナンスを確保し、法令等を遵守しているか。
- ②評議員・理事等の選任手続、確認書類の徴求は適正に行われているか。
- ③評議員会・理事会等の招集手続は適正に行われているか。
- ④定款施行細則の専決権限事項、決裁基準等の確認。

(2) 会計事務の適正化

- ①会計基準に基づく適正な会計処理、決算事務が行われ、計算関係書類等は適正に作成されているか。
- ②経理規程に基づく適正な管理が確保されているか。
- ③会計帳簿、証憑書類等との整合性の確認。
- ④強化監査項目の確認

ア 預貯金通帳・届出印鑑の管理・保管、イ 法人資金の支出、ウ 専決権限外の取引、エ 不適切な勘定科目処理、オ 簿外預り現金、カ 証憑類のない取引

(3) 指導監査結果の公開の周知

香取市社会福祉法人の指導監査結果の公開に係る実施要領に基づき、指導監査結果の公開を周知します。

3 法人指導監査の実施周期

- (1) 一般監査の実施周期については、原則、3箇年に1回とし、指導監査結果、法人運営等において文書指摘された場合には、改善措置状況等の確認のため翌年度に一般監査を実施します。
- (2) 特別監査は、法人の運営等に重大な問題を有すると認められる場合、並びに不祥事が発生した場合随時実施します。